

8月の無料相談					問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568※休日・祝日を除く	1日～平成22年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）	雇用期間平成21年8月	募集人員1名心理相談員募集
相談内容	期日	時間	場所	備考				
人権身の上相談 ・行政相談	5日(火)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	(週2日程度のローテー ション勤務)	勤務時間月48時間程度	の間に、本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接、職員課人事係☎551・1589へ。
登記相談	6日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。				
相続遺言等暮らしの手続き相談	11日(火)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。				
法律相談	7日(金)・12日(水) 19日(水)・26日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。				
交通事故相談	20日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。				
税務相談	27日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。				
少年相談	21日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042-642-1677へ。				
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551-1764				
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539-2555	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	人権擁護委員に委嘱され れました
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課☎551-1699	今後3年間、人権擁護			
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552-2121	委員として市民の皆さんの人権を守るために、さまざまな活躍をしてい			
金融相談	13日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551-2927 ※対象は市内の小規模事業者	弘氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。			

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551-1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552-2121福祉センター)、教育相談(直通☎551-7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

▶▶▶年金だより◀◀◀

■国民年金には退職(失業)による特例免除があります

メソット1保険料を一部納付したことと同じになります。免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1になります(平成21年3月以前の免除期間は3分の1)。メソット2万が一の際に安心です。病気や事故で障害が残ってしまったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メソット3本人所得を除外して審査します。特例免除は、通常は審査の対象となる本人所得を除外して審査を行ないます(ただし配偶者、世帯主に一定以上の所得がある時は免除が認められない場合があります)。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、市役所1階5番保険年金課保険年金係に「国民年金保険料免除申請書」を提出してください。

【手続きには次のもの等が必要です】

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②認印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票)

■保険料の追納制度について

保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、年金額を増額することができます。

なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます(右表をご参照ください)。

保険料の追納をする場合には、納付書が必要となりますので、追納申込書により青梅社会保険事務所へお申し込みください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551-1670、青梅社会保険事務所☎0428-30-3414

▶▶▶国保だより◀◀◀

■国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お使いの高齢受給者証は有効期限が7月31日までです。8月1日から使える高齢受給者証は、負担割合の見直しを行なったうえで、7月下旬に送付します。

■国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している方の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証は、有効期限が7月31日までとなっています。8月以降の認定証が必要な方は、国民健康保険被保険者証を持参のうえ、保険年金課保険年金係の窓口で申請をしてください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551-1640

●免除の承認を受けた年度の保険料を平成21年度に追納する場合の額				
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成11年度の月分	16,190円	—	—	—
平成12年度の月分	15,560円	—	—	—
平成13年度の月分	14,960円	—	—	—
平成14年度の月分	14,390円	—	7,200円	—
平成15年度の月分	14,180円	—	7,090円	—
平成16年度の月分	13,980円	—	6,990円	—
平成17年度の月分	14,010円	—	7,010円	—
平成18年度の月分	14,070円	10,550円	7,030円	3,510円

目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます(右表をご参照ください)。

保険料の追納をする場合には、納付書が必要となりますので、追納申込書により青梅社会保険事務所へお申し込みください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551-1670、青梅社会保険事務所☎0428-30-3414

申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	7月1日付けで中西 7月1日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	7月1日付けで中西 7月1日は除く
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568
問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551・1568	申込み7月16日～23日 7月19日～20日は除く	受験資格臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方	試験の方法面接(7月28日(火)を予定)	問合せ秘書広報課広報 ☎551